

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)														(環境省 7 - ⑮)					
施策名		目標 4－4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)										担当部局名		環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 環境再生・資源循環局 資源循環課					
施策の概要		・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 9月	
達成すべき目標		・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け		4. 資源循環政策の推進					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第5章等																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成			
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)		379	H24年度	374	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定				—		
						374	367	(速報値)359	集計中	-	-	-							
2 産業廃棄物の出口側の循環利用率(%)		36	H25年度	37	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定				—		
						37	37	集計中	集計中	-	-	-							
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)		13	H24年度	8	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定				○		
						9	8.5	(速報値)8.5	集計中	-	-	-							
4 PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理(台)		-	-	396000	R7年度	-	-	-	396,000	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。				○		
						393,390	395,111	395,474	396,305	-	-	-							
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)		-	-	22200	R7年度	-	-	-	22,200	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。				○		
						19,687	20,779	21,230	21,453	-	-	-							
6 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率(%)		60	R4年度	75	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	第五次循環型社会形成推進基本計画				○		
						60	62	65	(速報値)67	-	-	-							
7 産業廃棄物の最終処分場の残余年数(年)		-	-	17	R12年度	17	17	17	17	17	17	-	第五次循環型社会形成推進基本計画				○		
						20	20.3	集計中	集計中	-	-	-							
8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)		2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)				○		
						2	1	0	1	-	-	-							

